

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人矯正協会（以下「本会」という。）の定款第36条第3項の規定に基づき、本会事務局の組織及び運営の基準を定め、事務局における業務の処理の適正を図ることを目的とする。

第2章 組織

(部の設置等)

第2条 事務局に、総務企画部、矯正支援事業部及び刑務作業協力事業部を置く。

2 総務企画部に総務課及び企画調査室を、矯正支援事業部に企画調整課、図書課、福祉課、刑政編集室及び矯正研究室を、刑務作業協力事業部に管理課、企画課、業務第一課及び業務第二課を置く。

3 各部課室等における業務の分掌は、別紙1のとおりとする。

4 本会の業務（刑務作業協力事業部に係る業務を除く。）の処理を円滑に行うため、矯正施設等の所在地にその庁名を冠した支部を置く。

5 本会刑務作業協力事業部に係る業務の処理を円滑に行うため、刑務所（医療刑務所及び社会復帰促進センターを除く。）、少年刑務所及び刑務支所（釧路、横須賀及び尾道）の所在地に当該施設の庁名中の地名を冠した地方事務所を置く。

(職制)

第3条 事務局に、別紙2の職制のとおり、次に掲げる職員を配置する。

- (1) 事務局長
- (2) 部長
- (3) 副部長
- (4) 企画調査室長
- (5) 調査役
- (6) 刑政編集室長
- (7) 矯正研究室長
- (8) 上席研究員
- (9) 課長
- (10) 地区業務総括
- (11) 係長
- (12) 研究員
- (13) 係員
- (14) 業務員

第3章 運営

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の業務を掌理する。

- 2 部長は、上位の職にある者の命を受けて、それぞれの部に関する業務を統括する。
- 3 副部長は、部長の職務を補佐する。
- 4 企画調査室長は、上位の職にある者の命を受けて、本会の業務の企画及び調査並びに総合調整を行う。
- 5 調査役は、上位の職にある者の命を受けて、特定の事項に係る業務の企画及び調査に参画する。
- 6 刑政編集室長は、上位の職にある者の命を受けて、刑政誌の企画、編集及び発行を行う。
- 7 矯正研究室長は、上位の職にある者の命を受けて、矯正活動に関する調査、研究及び紀要の発行を行う。
- 8 上席研究員は、上位の職にある者の命を受けて、矯正研究室長の下、矯正活動に関する調査、研究及び紀要の発行に従事する。
- 9 課長、係長及び係員は、上位の職にある者の命を受けて、それぞれの担当する職務の事務に従事する。
- 10 研究員は、上位の職にある者の命を受けて、矯正研究室の業務に従事する。
- 11 地区業務総括は、別紙3に掲げる地方事務所に常駐し、上位の職にある者の命を受けて、当該地方事務所における事業部作業に係る業務に従事するとともに、所管する地方事務所の業務に関して指導及び調整を行う。
- 12 業務員は、地方事務所に常駐し、上位の職にある者の命を受けて、当該地方事務所における事業部作業に係る業務に従事する。

(支部の事務)

第5条 本会の定款第36条第2項の規定に基づき、矯正施設等の職員たる会員に支部の事務を嘱託する。

(矯正図書館)

第6条 本会に図書館を附設し、その名称を矯正図書館とする。

- 2 矯正図書館に関する業務は、矯正支援事業部図書課において行う。
- 3 矯正支援事業部長は、矯正図書館の業務の処理に際し、必要があるときは、矯正図書館長の名称を用いることができる。

(職員の任免及び担当職務の指定)

第7条 事務局の職員の任免は、会長が行う。

- 2 職員の担当職務は、会長が指定する。

(相談役)

第8条 事務局長は、必要と認めるとき、事務局に相談役数名を置き、本会の業務運営に関して意見を聴取することができる。

第4章 雑則

(諸規程)

第9条 事務局における業務の処理に関する諸規程は、別に定める。

(細則)

第10条 本規程の実施に関し必要な細則は、会長が別に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、公益財団法人矯正協会の設立の登記の日から施行する。(平成25年3月14日理事会議決)

附則

(施行期日)

改正後の本規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月19日理事会議決)

附則

(施行期日)

改正後の本規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第11条第1項の規定に基づき、本会の申請に係る定款第4条に規定する事業の変更の認定の通知を受けた日(平成28年5月18日)から施行する。(平成28年3月15日理事会議決)

附則

(施行期日)

改正後の本規程は、平成29年3月14日から施行する。(平成29年3月14日理事会議決)

附則

(施行期日)

改正後の本規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月13日理事会議決)

別紙1（第2条第3項関係）

業務の分掌

部・課・室		分 掌 事 務
総務企画部	総務課	1 理事会、評議員会及び役員候補者審議委員会の事務に関する事項 2 本会の登記・諸届に関する事項 3 広報に関する事項 4 本会職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 5 印章の保管に関する事項 6 本会建物の管理及び営繕に関する事項 7 本会の備品の管理に関する事項 8 個人情報の取扱いに関する苦情等の受付に関する事項 9 情報システムの運用管理に関する事項 10 文書の接受、発送及び保存に関する事項 11 総務企画部及び矯正支援事業に係る経理に関する事項 (1) 予算の作成、執行及び決算 (2) 資金の運用 (3) 金銭の出納 (4) 債権管理 (5) 会計文書及び支払証憑の保管 12 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しないものに関する事項
	企画調査室	1 本会の業務の企画及び調査に関する事項 2 本会の業務の総合調整に関する事項
矯正支援事業部	企画調整課	1 矯正職員の執務能力向上の支援に関する事項 2 矯正施設運営の強化の支援に関する事項 3 矯正施設被収容者処遇の支援に関する事項 4 関係団体に対する助成に関する事項 5 国際交流に関する事項 6 矯正関係書籍等の出版の企画、編集及び販売に関する事項 7 その他矯正活動の普及啓発及び支援助成に関する事項 8 前各号に掲げるもののほか、矯正支援事業部の所掌業務で他の所掌に属しないものに関する事項
	図書課	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項 2 図書館資料の目録の整備及び刊行に関する事項 3 図書館資料の閲覧、貸出及び複写に関する事項 4 利用者に対する図書館資料の情報の提供に関する事項 5 その他矯正図書館に関する事項

	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 会員の入会及び退会に関する事項 2 会員の福利厚生に関する事項 3 永年勤続表彰等に関する事項 4 叙勲受章者への記念品贈呈等に関する事項 5 全国元矯正職員親睦会会報誌の発行に関する事項 6 自動車保険料等集金事務受託事業に関する事項
	刑政編集室	刑政誌の企画，編集及び発行に関する事項
	矯正研究室	<ul style="list-style-type: none"> 1 矯正活動関係資料の収集に関する事項 2 矯正活動関係機関との連絡調整に関する事項 3 矯正活動支援のための調査・研究に関する事項 4 矯正活動支援のための紀要の発行に関する事項 5 その他研究事業に関する事項
刑務作業協力事業部	管理課	<ul style="list-style-type: none"> 1 刑務作業協力事業部に係る内外の連絡調整に関する事項 2 事業部作業に係る表彰に関する事項 3 犯罪被害者支援団体に対する助成に関する事項 4 刑務作業協力事業部に係る経理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 予算の作成，執行及び決算 (2) 資金の運用 (3) 金銭の出納 (4) 債権管理 (5) 会計文書及び支払証憑の保管 5 前各号に掲げるもののほか，刑務作業協力事業部の所掌業務で他の所掌に属しないものに関する事項
	企画課	<ul style="list-style-type: none"> 1 製品の製造，加工及び輸送の契約に関する事項 2 原材料の購入，製品の売買等の契約に関する事項 3 製品の開発に関する事項 4 官公需作業に関する事項 5 受注に関する事項 6 キャピック総合管理システム（C P C C）の運用に関する事項 7 その他事業部作業の企画に関する事項
	業務第一課	<ul style="list-style-type: none"> 1 生産の調整及び在庫管理に関する事項 2 製品の品質管理に関する事項 3 製品の販売及び流通に関する事項 4 即売会の企画調整及び実施に関する事項 5 キャピックショップ及び川越倉庫の運営に関する事項 6 その他事業部作業製品に関する事項（インターネットに関する事項を除く。）

	業務第 二課	<ol style="list-style-type: none">1 インターネット販売に関する事項2 カタログ販売に関する事項3 メールマガジンに関する事項4 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に関する事項5 その他インターネットを活用した事業部作業製品に関する事項
--	-----------	--

別紙2 (第3条関係)

職制

事務局長	総務企画部 部長 副部長 企画調査室長	総務課長	係長 係長	係員 係員
	矯正支援事業部 部長 副部長 調査役 刑政編集室長 矯正研究室長 上席研究員	企画調整課長 図書課長 福祉課長	係長 係長 係長 係長 係長 研究員	係員 係員 係員 係員 係員
	刑務作業協力事業部 部長 副部長 調査役	管理課長 企画課長 業務第一課長 業務第二課長 地区業務総括	係長 係長 係長 係長	係員 係員 係員 係員 業務員

別紙 3 (第 4 条第 8 項関係)

地区業務総括が常駐する地方事務所及び所管する地方事務所

常駐する地方事務所	所管する地方事務所
札幌地方事務所	札幌地方事務所 旭川地方事務所 帯広地方事務所 釧路地方事務所 網走地方事務所 月形地方事務所 函館地方事務所
宮城地方事務所	青森地方事務所 宮城地方事務所 秋田地方事務所 山形地方事務所 福島地方事務所 盛岡地方事務所
府中地方事務所	水戸地方事務所 栃木地方事務所 黒羽地方事務所 前橋地方事務所 千葉地方事務所 市原地方事務所 府中地方事務所 横浜地方事務所 横須賀地方事務所 新潟地方事務所 甲府地方事務所 長野地方事務所 静岡地方事務所 川越地方事務所 松本地方事務所
名古屋地方事務所	富山地方事務所 金沢地方事務所 福井地方事務所 岐阜地方事務所 笠松地方事務所 名古屋地方事務所 三重地方事務所
大阪地方事務所	滋賀地方事務所

	京都地方事務所 大阪地方事務所 神戸地方事務所 加古川地方事務所 和歌山地方事務所 姫路地方事務所
広島地方事務所	鳥取地方事務所 松江地方事務所 岡山地方事務所 広島地方事務所 尾道地方事務所 山口地方事務所 岩国地方事務所
高松地方事務所	徳島地方事務所 高松地方事務所 松山地方事務所 高知地方事務所
福岡地方事務所	福岡地方事務所 麓地方事務所 佐世保地方事務所 長崎地方事務所 熊本地方事務所 大分地方事務所 宮崎地方事務所 鹿児島地方事務所 沖縄地方事務所 佐賀地方事務所